

新配置への移行はたった50業者 薬剤師会の新販売制度状況調査から

発行：日本置き薬協会 事務局

(社)日本薬剤師会は11月5日、「平成21年度行政薬剤師部会アンケート調査結果」を公表した。同時に「医薬品新販売制度施行後の状況調査報告」も公表した。

改正法全面施行前と施行後の医薬品販売業許可施設数の変動を調査した結果として配置販売業については、旧配置販売業が27都道府県で増加し14都道府県で減少しているとしている。比較可能だった45都道府県全体では、旧配置販売業が126件増加した(9323件 9449件)と調査結果内容をまとめている。

その一方、新配置販売業については、今年7月末時点で、18都道府県で50件の許可が出されているとのこと。そのうち第一類を配置する業者は1件だったと報告している。

配置販売業では、全配協が「新配置販売業への移行」を当初から大方針として傘下会員に新配置販売業への移行を指導している。一方、薬剤師以外の配置販売従事者全員に登録販売者資格が求められるとの改正薬事法新販売制度内容が明らかにされて急遽設立された日本置き薬協会は、新配置販売業では、特に雇用配置が事実上不可能になって配置販売業は消滅すると、全配協と方針を異にして「旧配置販売業(既存配置販売業)の存続と強化」を大方針とし、既存配置従事者研修制度の確立に努めてきた経緯がある。

既存配置販売業(旧配置販売業)が全国でむしろ増加し、7月末時点で新配置販売業に移行した件数がたった50件に過ぎないとの日本薬剤師会の調査報告内容は、大いに注目される。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-7 ヒルクレスト平河町507
TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738